

**令和8年度 大田市新庁舎整備事業に関する  
出前説明会（新庁舎基本設計完成時点）  
実施要項**

**1. 目的・概要**

新庁舎整備事業に対する市民理解を深めるため、市内の団体等の要望に応じて、職員が当該団体等の企画・主催する集会に出席し、事業について説明する「出前説明会」を実施する。

**2. 実施期間**

令和8年7月1日（水）～9月30日（水）（土日祝日、開庁時間外を含む）

※令和8年7月初頭に新庁舎整備基本設計書（概要版）を公表することから、公表後3か月程度の期間を想定する。

**3. 申込対象**

地域住民、民間団体、企業などの市内の団体等が主催する、参加予定人数が概ね10人以上の集会とする。ただし、次の集会については、原則として対象から除く。

- ① 商品販売や参加費等の金銭徴収などによる営利を目的とするもの
- ② 商品や組織への加入等の宣伝を目的とするもの
- ③ 宗教的活動・普及を目的とするもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員を利するおそれがあるもの
- ⑤ 同一団体が複数回実施するもの

**4. 実施要件**

- ・実施範囲：市内
- ・時間：最大2時間（うち説明時間30分程度） ※要望に応じて決定
- ・準備：会場確保、機材を含めた配布資料以外の準備、進行は依頼団体による
- ・費用：無料（会場費用等は依頼団体が負担）
- ・受付方法：オンラインフォームまたは申込書のメールによる受付
- ・受付期限：開催希望日の2週間前（受付後、希望日に基づき日程調整を行う）

**5. 説明会の構成**

項目	時間	内容
事業説明	30分	新庁舎整備事業（基本設計）について
質疑応答	最大90分	※時間は相手方要望により調整

## 6. 資料

項目	備考
新庁舎整備基本設計書（チラシ）	配布する。環境があれば投影

## 7. 体制

新庁舎整備課職員 1～2名で対応